

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	4 - 13
法令名	高圧ガス保安法		根拠条項	48 - 5
許認可等	特別充てん許可			
(根拠規定) 高圧ガスの充てんは高圧ガス保安法第48条第1項、第2項及び第4項によりその条件が規程されているが、都道府県知事(容器の内容積が500リットルを越える場合は経済産業大臣)が危険のおそれがないと認め条件を附して許可した場合は充てんできる。				
(許認可等の基準) 特別充てんのためには、次の要件を満たすものでなければならない。 高圧ガス保安法の解釈について(平成12年12月5日付け消第1504号県民環境部長通知) (9) 容器保安規則の運用および解釈について 第23条関係 特別充てん許可申請にあたっては、当該容器が特別充てんしても安全であることを確認するための資料(例えば、容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等)を提出せしめることとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として本規則第24条によるものとする。 なお、特別充てん許可は、法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。				
(その他)				